

カンボジア政府による知的財産に 関する各種優遇・支援制度

Tilleke & Gibbins International Ltd.

大竹徳成
(日本国弁理士)



Tilleke & Gibbins international Ltd. (以下、Tilleke & Gibbins) は、1890年にバンコクで設立され、バンコク、ハノイ、ホーチミン、ジャカルタ、プノンペン、ピエンチャンおよびヤンゴンにオフィスを有する東南アジアを代表する総合法律事務所である。大竹氏は、2015年にTilleke & Gibbinsに加入し、バンコクにおいて、主に、明細書作成、特許権・意匠権の取得・活用、調査業務に従事する。

■概要

知的財産に関連が深いと考えられる研究開発等に関する各種優遇・支援制度として、カンボジア政府は近年、革新的情報技術の研究開発等を含む指定重要分野で活動する中小企業（SMEs: small and medium enterprises）に対する税制優遇措置に関する法令（2018年10月2日付、カンボジア王国政府の重要分野における中小企業に対する税制優遇措置に関する政令 No. 124、以下「政令」という）を制定した。税制優遇措置としては、3年または5年間の税控除（所得税、所得税の予定納税および最低法人税の免税）、並びに、特定費用に関する控除額の増額等が挙げられる。なお、カンボジア政府による知的財産に関する各種優遇・支援制度として、日本などにおいてみられる出願手数料等の減免や、補助金の支給といった制度は存在していない。

■詳細

カンボジア産業振興政策の下、カンボジア政府は中小企業（SMEs: small and medium enterprises）に対し、租税管理事務所への登録およびITによる経理管理システムを維持することを奨励している。2018年10月2日、政府構想の一部として、カンボジア政府は、指定重要分野における中小企業（SMEs）に対する課税控除や特定費用に関する控除額の増額を認めることにより、中小企業を振興する税制優遇措置を制定した。なお、この指定重要分野は、革新的情報技術（IT）の研

究開発や IT による革新的な経営管理サービス等の科学、技術およびイノベーションに関連した分野を含んでいる。

税制優遇を受けるためには、企業は中小企業（SME: small enterprise or a medium enterprise）であり、その企業活動が以下に挙げた指定重要分野の一つに含まなければならない。これらの要件を満たす限り、日本人および日本企業により所有される企業を含む、カンボジアで登録された企業は、税制優遇を受ける資格がある。

1. 中小企業（SME）の要件

中小企業（SME）であるとみなされる要件は、次のとおりである。

小規模企業 (Small enterprise)	中規模企業 (Medium enterprise)
<ul style="list-style-type: none"> 年商が 250 百万リエル（約 62,500 米ドル）～700 百万リエル（約 172,000 米ドル）； 従業員が 10 人～50 人；または 小規模納税義務者（Small taxpayer）として租税管理事務所に登録されていること 	<ul style="list-style-type: none"> 年商が 700 百万リエル（約 172,000 米ドル）～40 億リエル（約 1 百万米ドル）； 従業員が 51 人～100 人；または 中規模納税義務者（Medium taxpayer）として租税管理事務所に登録されていること

2. 指定重要分野

IT による革新的な経営管理サービスを含む、革新的な情報技術（IT）の研究開発は、優先分野の一つであり、税制優遇を受けられる。今回制定された政令は、企業活動が当該分野に該当するか否かに関するさらに詳しいガイドラインを提供していない。

革新的な情報技術（IT）の研究開発以外の他の重要分野は、次のとおりである。

- 農業または農業関連産業製品；
- 食物製品および食物加工；
- 国内消費用品、リサイクル廃棄物製品、および、旅行製品の製造；

- 他の製造業者に供給する、最終製品、部品あるいは付属品の製造 ; および
- 中小企業 (SME) 団体に所属する企業または中小企業 (SME) 団体を発展させる企業

また、安全保障、健康および環境に悪影響を与える企業活動または分野は、税制優遇措置を受けられない。

3. 税制優遇措置

指定重要分野における中小企業は、3年もしくは5年間の税控除（所得税、所得税の予定納税および最低法人税の免税）、並びに、特定費用に関する控除額の増額等の税制優遇を受けられる。

基本的な所得税の課税控除期間は、3年間である。しかしながら、中小企業が次の追加条件の一つを満たした場合、控除期間は5年間に延長できる。

- 60パーセント以上の国内原材料の使用 ;
- 20パーセント以上の従業員数の増加 ;
- 中小企業 (SME) 団体に所属すること

所得税控除を受けるためには、中小企業は、2018年10月2日以降、税務当局に登録または（既存の税務システムの下で登録された企業の場合）再登録されなければならない。控除期間は登録日または再登録日から開始される。

また、所得税控除の適用期間（すなわち、3年または5年間）中、当該中小企業は、所得税の予定納税並びに最低法人税の免税等の優遇措置を受けられる。

さらに、当該中小企業は、次の費用に関して控除額を増額する優遇措置を受けられる。

実費用に対する増額割合	費用の種類
200%	ITによる経理管理システムの利用
200%	経理管理システムおよび他の技能に関する従業員研修
150%	革新的技術を採用した機械および高い生産性の装置への投資

控除額の増額に関して、例えば、企業が、1,000,000 リエルの、経理管理システムに関する従業員研修費用が発生する場合、企業は、その200%である2,000,000 リエルの控除が認められる。

控除期間中、当該中小企業は、ITによる経理管理システムを維持しなければならず、法令により定められた納税申告書および他の税金を租税管理事務所に申告しなければならない。

当該中小企業が中小企業の要件を満たさなくなったり、指定重要分野での企業活動を終えたり、あるいは、納税義務を怠った場合、上記の税制優遇措置は全て取り消される。

■留意点

2018年10月2日付、カンボジア王国政府の重要分野における中小企業に対する税制優遇措置に関する政令 No. 124 (Sub-decree No. 124 on Tax Incentives for Small and Medium Enterprises in the Priority Sectors of the Royal Government of Cambodia) は、最近施行されたばかりであり、政府当局が十分に当該政令に対応するまでには、時間がかかる可能性がある。

■ソース

1. 2018年10月2日付、カンボジア王国政府の重要分野における中小企業に対する税制優遇措置に関する政令 No. 124 (Sub-decree No. 124 dated October 2, 2018 on Tax Incentives for Small and Medium Enterprises in the Priority Sectors of the Royal Government of Cambodia)

2. カンボジア国際財務報告基準（CIFRS）の導入および中小企業に対するカンボジア国際財務報告基準（CIFRS for SMEs）に関する発表 No. 097/09 ME-NAC（Announcement No. 097/09 ME-NAC on Introduction of Cambodian International Financial Reporting Standards（CIFRS） and Cambodian International Financial Reporting Standards for Small and Medium Enterprises（CIFRS for SMEs））
3. 2015年3月6日の会議で閣僚評議会により採択されたカンボジア王国政府のカンボジア産業振興政策 2015-2025（The Royal Government of Cambodia's Cambodian Industrial Development Policy 2015 – 2025 adopted by the Council of Ministers at its plenary meeting on March 6, 2015）

（編集協力：日本国際知的財産保護協会）